

## 審 査 基 準

A-a-11  
令和7年11月28日作成

|  |
|--|
| 法 令 名：風営適正化法   |
| 根 抠 条 項：第9条第4項   |
| 処 分 の 概 要：許可証の書換え  |
| 原権者（委任先）：愛知県公安委員会  |
| 法 令 の 定 め：<br>法第5条第1項（許可の申請）、第9条第3項第1号（許可証の記載事項の変更の届出）、第9条第4項（許可証の書換え）<br>規則第1条（書換え申請書の提出）、第22条において準用する第17条（許可証の書換えの手続）      |
| 審 査 基 準：   |
| 標 準 处 理 期 間：14日  |
| 申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口  |
| 問 合 せ 先：愛知県警察本部生活安全部保安課営業係<br>(電話052-951-1611 内線3184)  |
| 備 考：<br>「風営適正化法」及び「法」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）を指す。<br>「規則」は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）を指す。 |